

[事案 2023-113] 新契約取消請求

・令和 6 年 4 月 1 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 30 年 11 月から令和元年 9 月の間に契約した 2 件の組立型保険（契約①②）と個人年金保険（契約③）について、以下の理由により、契約を取り消して、既払込保険料と解約返戻金との差額を支払ってほしい。

- (1) 募集人は、契約①②③を貯金であると言い切った。
- (2) 募集人が、タブレット端末で全部「はい」と答えること、電話の聞取り確認があったら「説明を受けた」と回答すること、余計なことを言わないことを指示した。これは法律やガイドラインに反している。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書、ご契約のしおり・約款を用いて、契約①②については、経過年数によっては解約返戻金が払込保険料の合計額を下回ること、契約③については、保険料払込期間中どの時点でも解約返戻金が払込保険料の合計額を下回ること等を説明した。
- (2) タブレット端末での申込手で、申立人は解約返戻金額等が意向に合致していることを確認しており、契約③について解約返戻金が払込保険料の合計額よりも少ない金額となること等を確認し了解している。
- (3) 申込手続後、当社の社員が電話または訪問で、申込内容や解約返戻金が払込保険料の合計額を下回る場合があること等について確認を行ったが異議等の申し出はなかった。
- (4) 募集人は、契約①②③を貯金と言い切っていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約当時の説明状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、契約①②③を含めた合計 8 契約を次々に案内して契約に至らせているが、一般的にみて件数が多く、募集人の事情聴取によると、申立人からの申出ではなく募集人からの提案であったと考えられ、契約の必要性について疑問がある。また、最初に全体的なニーズを把握していればもっと効率の良い案内ができたのではないかと考えられ、場当たり的に募集を行ったのではないかと疑われる。
- (2) 募集人の事情聴取によれば、結果的には保険料の合計額が月 10 万円弱となっているのに対し、申立人の年収は 300～400 万円程度とのことであり、収入に対する保険料の割合が高すぎて明らかにバランスを欠いている。また、本契約は保険料払込期間が 80 歳までであ

り、申立人はサラリーマンであることから、退職後にも契約時と同様の保険料支払いが続けられるのかについては十分に検討する必要があるところ、募集人は事情聴取において、申立人の収入を把握していたものの、申立人は両親と同居しており独身であることから支出が少ないと見込んでいたと述べているが、仮にそうであったとしても、自身が担当した契約だけ見ても相当に高額な保険料である以上、将来の支払可能性を見据えて保険料額が収入とのバランスを考えた適正なものなのか、慎重に申立人に確認すべきであった。